

## 御意見募集（平成 25 年 5 月 1 日から～19 日）主な御意見

※63 人・団体より（個人 44 人・団体 19 団体） 意見数約 160 件

基本方針素案の該当部分	主なご意見のまとめ	基本方針原案での対応
はじめに	<p>「はじめに」は、基本方針の総論的な記載であるため、I 以下のそれぞれの項目に対する意見と併せて述べられる意見も複数あった。</p> <p>表現の修正の指摘もあったが、下記の二つのような指摘もあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大量消費社会の矛盾や消費者と事業者の格差から生じる問題点を指摘し、その社会の中で消費者が自覚すべき点を明記して、この基本方針の骨格とすべき。消費者が“経済発展の担い手”の一つとして捉えられている感があり、違和感がある。GDPの6割を消費者の消費額が占めることは消費者の行動が社会に大きな影響を与えることを示しているとは思いますが、その影響力を自覚して、事業者と消費者の格差の問題を解決し、さらには環境問題・社会問題を直視し、自ら変革していくということが重要である点が示されるべき。</li> <li>・自立した消費者の育成が、消費者救済の必要性を些かも減じるものではないことに注意が必要である旨の文章を追加すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見を踏まえて全体を見直し、適宜修正した。</li> </ul>
I 消費者教育の意義 1 消費者を取り巻く現状と課題	<p>(3) 大震災の経験</p> <p>消費者に対してのみ、合理的な行動を求める記載は問題であり政府や事業者からの正確な情報提供がまず求められるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見を踏まえて追記した。</li> </ul>
2 消費者教育の推進の必要性	<p>(1) 「消費者教育」の意義</p> <p>消費者教育を受ける権利は消費者の権利であることを明示すべき。</p> <p>(2) 「消費者市民社会」の意義</p> <p>消費者市民社会の概念について（意見）。</p> <p>消費者教育の日を祝日にするなどイベントの提案。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該権利については記載した。</li> <li>（御意見、御提案の趣旨は今後の施策の検討にいかす）</li> </ul>

基本方針素案の該当部分	主なご意見のまとめ	基本方針原案での対応
<p>II 消費者教育の推進の基本的な方向</p> <p>1 体系的推進のための取組の方向</p>	<p>(1) 消費者教育が育むべき力 対象領域に、「食品の安全と健康」「メディアリテラシー」の領域をそれぞれ加えて欲しい。 消費者市民社会に関する領域は、よりわかりやすい表現にして欲しい。</p> <p>(2) 各ライフステージでの体系的な実施 契約に関する基礎的な知識が重要であることから、早い時期から体系的に学べる機会を設けることが重要。</p> <p>(3) 消費者の特性に対する配慮・場の特性に応じた方法 高齢者、若年層に関する記述、表現の修正提案。</p> <p>(4) 国からの多角的な視点の情報提供 例示についての提案。</p>	<p>(御意見は今後の施策の検討にいかす。)</p> <p>(御意見は今後の施策の検討にいかす。)</p> <p>・一部表現を修正した。</p>
<p>2 各主体の役割と連携・協働</p>	<p>(1) 国と地方公共団体 国の役割を明記すること、都道府県と市町村の役割分担も明記すべき（複数意見）</p> <p>(2) 消費者行政と教育行政（学校教育・社会教育）の緊密な連携・協働 教育部門との連携や、行政各部での連携の必要性について、賛同の声多数。 連携の具体的な方法や主体も明示する必要があるとの指摘複数。</p> <p>(3) 地方公共団体（消費者行政・教育行政）と消費者団体、事業者団体 消費者教育推進地域協議会の役割等を詳しく示して欲しい。 地域における連携の場として欲しい。</p> <p>(4) 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進 情報教育、情報モラル教育との連携も必要。 金融経済教育、国際理解教育、食育の重要性の指摘。</p>	<p>・御意見の趣旨を踏まえて、一部修正した。</p> <p>・連携については別途「事例集」でも情報提供する予定である。</p> <p>・趣旨をいかして修正した。</p> <p>(具体的な連携については推進会議での継続的な検討課題とする。)</p>

基本方針素案の該当部分	主なご意見のまとめ	基本方針原案での対応
<p>Ⅲ 消費者教育の推進の内容に関する事項</p> <p>1 様々な場における消費者教育</p>	<p>(1) 学校 外部講師、副教材の活用などを含め地域との連携推進に関する提案（複数） 加害者にならない教育、見守りの重要性など、教育内容についての提案。</p> <p>(2) 地域 消費生活センターを地域の消費者教育の拠点にするとの記載に賛同（多数）。 地域で活動実績のある消費者団体等の活用も検討すべし。 消費生活センターの現状の体制では消費者教育の拠点化は困難との意見。 高齢者・障害者等の見守りネットワークの活用の提案、年金支給に関する書面等の交付時を活用した働きかけの提案。</p> <p>(3) 職域 事業者側の立場から職場の現状を踏まえた文章の修正提案。 職場内や退職前の消費者教育の重要性の指摘。</p>	<p>（御意見・御提案の趣旨は、今後の施策の検討にいかす。）</p> <p>（消費生活センターの消費者教育の拠点化については、具体的に推進するため、今後、推進会議で議論を深める。）</p> <p>・できる限り意見を反映して修正した。</p>
<p>2 消費者教育の人材（担い手）の育成・活用</p>	<p>☆この項全般について 人材を育成した場合のサポート体制も構築すべき。 多重債務問題や悪質商法等、法教育にも関わる分野では、司法書士、弁護士などの実務家の活用を明記すべき。</p> <p>(1) 小・中・高等学校等における教職員 教員は多忙なので、消費者教育の担い手として学校の教員だけでは不十分。 研修の充実、教員による自主的な研究会への支援、消費者教育を実践する教員への情報提供支援などの工夫が必要。 早期の消費者教育が重要であることに鑑み、学校における消費者教育の推進を支援するため、国による仕組み作りが必要。</p>	<p>（御意見・御提案の趣旨は、今後の施策の検討にいかす。）</p>

基本方針素案の該当部分	主なご意見のまとめ	基本方針原案での対応
	<p>(3) 地域人材（消費者団体・NPO等） 消費者団体をより積極的に人材として活用することを明記すべき。 教育現場と行政窓口との連携は必須なので、それをつなぐコーディネーターが必要。地域の関係団体間をつなぐコーディネーターも必要。（コーディネーターに関連する積極意見は10件。）</p> <p>(4) 事業者・事業者団体等 事業者が従業員に対して実施する消費者教育は、多様な教育手法を確保すべき（具体的な提案）</p>	<p>・趣旨を踏まえて修正した。 （今後の具体化に向けて推進会議で検討する。）</p> <p>・趣旨を踏まえて修正した。</p>
3 消費者教育の資源等	<p>ポータルサイトは最優先で拡充すべき。 情報提供は、実際に消費者にまで届く手段をとるべき。 公共放送、新聞などのマスメディアも活用するべき。</p>	（御意見は今後の施策の検討にいかす。）
IV 関連する他の消費者施策との連携	<p>パブコメ制度・申出制度の仕組みの周知をすべき。 苦情処理の国際規格などにも積極的に取り組む。</p>	（御意見は今後の施策の検討にいかす。）
V 今後の消費者教育の計画的な推進 1 今後の推進方策作について	<p>国から地方への支援は確実に実施を求む。 基本方針を踏まえた計画立案を求めるのであれば、具体的な方法の明示が必要。</p>	・具体例については事例集として情報提供する。
2 基本方針の達成度の検証	<p>（現時点での指標が明示できないとしても）達成度の指標作りについても期限は明記すべき。 （続く）</p>	（今後推進会議で検討する。）

基本方針素案の該当部分	主なご意見のまとめ	基本方針原案での対応
	<p>全都道府県での推進計画策定、地域協議会の設置を目標とするとしてもその期限も明示されたい。</p> <p>都道府県だけでなく、国としての目標も定めるべき。</p>	
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者に対する消費者教育についても具体的に明示すべき。</li> <li>・ 基本方針の各所に連携の重要性は掲げられているが、より具体的な連携策を提示しなければ容易に連携はできない。具体策を提示すべき。</li> <li>・ 基本方針策定後の各地域での取組を国は積極的にフォローされたい。</li> <li>・ 消費者庁、文部科学省は、一層の連携体制を整え、推進計画の策定や消費者教育推進地域協議会の設置等、基本方針に掲げた施策を確実に実施されたい</li> <li>・ 地方自治体や消費者団体等、関係する団体を支援すべく、人的、技術的、財政的支援等、必要な支援を確実に。</li> <li>・ 工程表を作成し、計画的且つ着実に進められたい。</li> <li>・ 担当省庁も明示した工程表を示すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部追記した。</li> <li>・ 具体的な連携策は事例集として情報提供する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年内に、スケジュール等も含めて実施すべき施策を消費者庁で取りまとめる旨追記した。</li> </ul>